

(4) その他

資料4-3

② 国への申請手続きについて

1. 地域公共交通利便増進実施計画の変更

参考資料1

- 本日の議事(2)で協議した「高島方面」「東山方面」「拠点間」の支線について、また、運行中の「妹尾・北長瀬線」等について、実際の運行計画に記載内容を変更し、国へ申請

2. 移動等円滑化基準適用除外車両の申請

参考資料2

- 支線の運行に用いる乗用車タイプの車両を路線バスの運行に使用するため、移動等円滑化基準の適用除外について、運行事業者が国に申請

3. 国庫補助の申請

① 令和8年度地域間幹線系統補助の認定申請

参考資料3

- 令和8年度分(R7.10~R8.9)の地域間幹線系統補助の認定について、国に申請

② 支線バス導入で解消される「交通不便地域」の指定申請

参考資料4

- フィーダー補助の要件である「交通不便地域の指定」について、国に申請

【対象路線】妹尾・岡南線 ※高島方面・東山方面は該当地域が存在しないため対象外

③ 令和7年度フィーダー補助の変更届

参考資料5

- 妹尾・岡南線が令和7年9月に運行開始することに伴い、令和7年度(R6.10~R7.9)のフィーダー補助にかかる地域公共交通計画・別紙の内容を変更し、国に届出

④ 令和8年度フィーダー補助の認定申請

参考資料6

- 令和8年度(R7.10~R8.9)のフィーダー補助の認定について、国に申請

【対象路線】妹尾・北長瀬線、妹尾・岡南線

※高島方面・東山方面は該当地域が存在しないため補助対象外

地域間幹線系統
国庫補助とは

- 複数市町村を跨る広域的なバス路線で、赤字の系統の運行経費に対する国の補助
- 補助対象事業者は運行事業者
- 国と県が赤字の最大45%を補助し、市は赤字の45%を超える部分を補助する。

フィーダー系統
国庫補助とは

- 地域間幹線系統を補完する、赤字の支線の運行経費に対する国の補助
(交通不便地域の指定を受けている、又は地域間幹線系統と接続していること)
- 補助対象事業者は本協議会であり、支線バスに対する岡山市の運行支援(運行経費の最大65%)の一部として活用 ※協議会から岡山市へ納入
- 経常費用から経常収益を控除した額に対して1/2補助
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 補助上限額 = (交通不便地域の人口) × 240円 + 400万円 ※算定式は毎年更新

4. 路線休止の申請

- 資料4-2で協議した都心の「めぐりん」の全線休止について、運行事業者が国に申請